

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第496号)

平成19年5月25日

横 情 審 答 申 第 496 号

平 成 19 年 5 月 25 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成19年1月10日道建第6872号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「陳情書について（平成16年度道建第3132号）」の一部開示決定に対する異議
申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「陳情書について（平成16年度道建第3132号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「陳情書について（平成16年度道建第3132号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年11月15日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、環状3号線（戸塚区戸塚町）周辺の3つの町内会が会長を代表として、道路局長あて提出した陳情書である。

陳情書の内容については、環状3号線と平行している延長約120メートルの私道及びこれに半分ほど隣接し外見上民地内に入り込み大半は形態をなしていない水路・青地と一体となった公道（以下「本件道路」という。）について、本件道路の交通止めの解除と、環状3号線開通後も本件道路を使用可能な道路として残すことを求めるものである。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

個人の氏名、住所、電話番号及び土地の所有その他の記述については、開示することにより、特定の個人を識別することができることから、本号に該当し非開示とした。

また、個人印の印影については、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当し非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

団体代表者印の印影については、開示することにより、当該団体の財産の保護に支障が生ずるおそれがあることから、本号に該当し非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 申立人は、横浜市より、水路の譲渡及び市道の払い下げを受けるため、横浜市に対して調査依頼を提出したところ、それぞれ回答を受けた。その回答には、いずれも、譲渡または払い下げを受けるための条件として、地元三町内会から払い下げを受ける道路用地の存続の陳情書が提出されているので三町内会の同意を得ることとされている。したがって、申立人は、これら三町内会の同意を得るため、今後、三町内会及びその構成員である陳情者らとの間で、交渉などを行わなければ、横浜市からの要求に応じることはできない。
- (3) 本件申立文書の不開示部分が、それぞれ、交渉等のために必要であること及び開示されても不利益は生じないことの各個別事情については、次のとおりである。

ア 「陳情書」鑑部分の代表者の印影について

一般に、文書に押印が求められるのは、文書の真正を担保するためである。これが不開示では、そもそも三町内会からの陳情書と題する書面が真正に成立したものであるかどうか不明である。したがって、同書面が、真にこれら町内会の意思を示す文書でないことも考えられ、仮に、何者かによって偽造されたものであったりした場合でも、その真偽を確かめる術がない。

他方、3名の町内会長が、真に陳情書を提出しているのであれば、その押印は、町内会の代表者としてのものであるから、これが公にされることは当然の前提であり、個人情報として理由に秘匿すべきものではないことは明らかである。

イ 「陳情書」本文の陳情者個人の住所、電話番号、代表者印の印影、個人の氏名及び土地の所有者その他特定の個人を識別できる記述について

これらのうち、陳情者として記載のある三町内会会長名部分の住所及び電話番号が開示されないのでは、三町内会との連絡さえ取ることができず、交渉のしようがない。

会長3名の印影については、上記アに述べたところと同様である。

個人の氏名、土地所有者などの記述については、陳情書の文脈がまったく分からず、陳情者らが前提としている事実関係を確認することができない。

これに対し、推察するに、非開示となっている箇所のはほとんどは、故人となっ

ている者についての記述であることがうかがわれるところ、同人は故人であることが明らかであること、「陳情書」に引用されている同人の発言などは、「地域の指導者」として90年前に起きたことを語っているもので、プライベートな会話ではないこと、などからすれば、個人情報として保護すべき法益は存在しないことが明らかである。

ウ 「陳情署名簿」の個人の住所、氏名、個人印の印影について

三町内会からの合意を得るためには、陳情者らの理解を得ることが不可欠であり、そのためには、個別の交渉を行わなければならない。そのために、陳情者の住所及び氏名は必要不可欠な情報である。また、印影が、陳情者の真意を反映しているものかどうかの判断に必要不可欠なことは、上記アで述べたところと同じである。

仮に、上記三町内会と交渉を行ったとしても、後に、一部住民から「町内会の意思決定に参加していない」とか、「自分は町内会とは関係ない」等、町内会との交渉や合意の効力を否定するような主張が出てくることは十分に予想されることである。ところが、陳情者が特定できないままでは、申立人は、その主張を行っている一部住民が、陳情者に加わっていたのか否かさえ分からず、有効な反論を行えない。

これに対し、陳情者らは、道路の通行止めの解除及び存続を求めて陳情を行っているものであるが、その対象となっている道路は、申立人の所有地である。したがって、陳情者らは、自己の住所・氏名が申立人に対し明らかになることは当然予想しているはずであり、申立人との関係では、個人情報として保護すべき法益は存在しない。陳情者らがそれすら拒否するというのであれば、申立人に対して匿名で誹謗中傷を行うのと何ら変わりがない。

エ 「道路詳細地図」の個人の氏名について

上記イ及びウにおいて述べたところと同じである。付け加えるに、同地図は一般にも閲覧可能なものである。非開示部分は、保護すべき個人情報に該当しない。

オ 「平成14年の要望書」の個人の氏名・住所及び「要望書に対する回答書」の個人の氏名について

これら2通の書面は、「陳情書」に特に添付していること、「平成14年の要望書」には地元住民の意見を代表するかのような記載が見られることなどからすると、これら2通の書面の作成者2名は、地元の有力者であることがうかがわれる。

そうだとすれば、これら兩名に対して、申立人が水路・道路の譲渡または払い下げを受けることに同意してくれるよう説得する必要性は、他の陳情者よりもいっそう高い。ところが、これら兩名の氏名・住所とも不明では、説得することは不可能である。

これに対し、この「平成14年の要望書」とこれに対する「回答書」は、土地収用という公的な行為にかかわることであること、「要望書」は地元住民の意見を踏まえて提出されていること、兩名は従前より同様の意向を横浜市に伝えてきたということ、などからすれば、この「要望書」と「回答書」はいずれも公的な性格が強いものであり、作成者は、その氏名・住所が明らかになることは当然予想していたものといえ、個人情報として保護すべき法益は存在しない。

以上のとおり、横浜市が非開示とした各情報は、いずれも申立人が横浜市からの要求に応えるために必要不可欠な情報であり、これを横浜市自身が非開示とするのは、自らの要求を自ら不可能ならしめることに他ならず、信義則に反する不当極まりない決定である。

他方、非開示情報は、いずれも、申立人に対して開示されることにより何人に対しても不利益を生じないものである。

本件申立文書は、速やかに全部開示されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件道路の交通止めの解除と環状3号線開通後も本件道路を使用可能な道路として残すことを求め、環状3号線（戸塚区戸塚町）周辺の3つの町内会から道路局長あて提出された陳情書であり、起案表紙、起案本文、陳情書、陳情署名簿、道路詳細地図、実施機関あて提出された要望書及び当該要望書に対する実施機関からの回答書で構成されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、個人の氏名、住所、電話番号及び土地の所有その他の記述並びに個人印の印影については本号に該当し、非開示としたと主張しているため、以下検討する。

ウ 個人の氏名、住所及び電話番号並びに個人印の印影は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

当審査会が、個人の土地の所有その他の記述であるとして非開示とされた部分を見分したところ、個人に関する情報であると認められ、既に公にされている情報など一般に入手可能な情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるといえるため、本号本文に該当する。

また、当審査会が本号本文に該当するとした情報はいずれも、本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、団体代表者印の印影については本号に該当し、非開示としたと主張しているため、以下検討する。

陳情者の代表として押印されている団体代表者印の印影は、町内会及び自治会の会長印の印影であると認められる。一般的に、町内会及び自治会の会長印は預金通帳など当該団体の財産管理のために使用されているものであることから、これら印影が公にされ、第三者に悪用されると、当該団体の財産等の保護に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当する。

(4) 申立人の主張について

その他、申立人は、水路の譲渡及び市道の払い下げと本件開示請求との関係について縷々主張するが、本件においては結論を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第4号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年1月10日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成19年1月11日 (第99回第一部会) 平成19年1月15日 (第98回第二部会)	・諮問の報告
平成19年2月14日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年2月16日 (第36回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成19年3月9日 (第37回第三部会)	・審議
平成19年3月19日 (第38回第三部会)	・審議
平成19年4月6日 (第39回第三部会)	・審議